青森県報

第九百三十九号

令和七年七月十四日（月曜日）

目次

告示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……（高齢福祉保険課）…一

○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……（同）…一

○道路の区域の変更……（道路課）…二

○道路の供用の開始……（同）…二

公告

○特別保護地区の指定……（自然保護課）…三

○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……（会計管理課）…五

告示

青森県告示第三百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和七年七月十四日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		廃止の届出年月日	廃止年月日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		名称	所在地		
有限会社三楽会	弘前市大字浜の町西二丁目四の一	通所介護	おおわにデイサービスセンターゆけむり荘	南津軽郡大鰐町大鰐字湯野川原九二の八	令和七・五・二九	令和七・六・三〇
有限会社三楽会	弘前市大字浜の町西二丁目四の一	訪問看護	訪問看護ステーションおわに	南津軽郡大鰐町大鰐字湯野川原九二の一三	〃七・五・二〇	〃
株式会社かさい	弘前市大字田町一丁目一の六	福祉用具貸与	介護サービス活彩	弘前市大字田町一丁目一の六	〃七・五・三	〃
株式会社かさい	弘前市大字田町一丁目一の六	特定福祉用具販売	介護サービス活彩	弘前市大字田町一丁目一の六	〃	〃

青森県告示第三百九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和七年七月十四日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		廃止の届出年月日	廃止年月日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		名称	所在地		
株式会社かさい	弘前市大字田町一丁目一の六	福祉用具貸与	介護サービス活彩	弘前市大字田町一丁目一の六	令和七・五・二九	令和七・六・三〇
株式会社かさい	弘前市大字田町一丁目一の六	特定福祉用具販売	介護サービス活彩	弘前市大字田町一丁目一の六	〃	〃

有限会社三楽会	弘前市大字浜の町西二丁目四の一	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションおわに	南津軽郡大鰐町大鰐字湯野川原九二の一三	令和七・五・二〇	〃
株式会社かさい	弘前市大字田町一丁目一の六	介護予防福祉用具貸与	介護サービス活彩	弘前市大字田町一丁目一の六	〃	〃
株式会社かさい	弘前市大字田町一丁目一の六	特定介護予防福祉用具販売	介護サービス活彩	弘前市大字田町一丁目一の六	〃	〃

青森県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年八月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年七月十四日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

青森県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年八月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年七月十四日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	青森田代十和田線	青森市大字駒込字深沢一七から青森市大字駒込字深沢一七まで	前	八・七六メートルから九・〇七メートルまで	六一・八二メートル	
				後	八・七七メートルから一二・九九メートルまで	六一・八二メートル	
			青森市大字駒込字深沢一七から青森市大字駒込字深沢一七まで	前	七・〇六メートルから七・七二メートルまで	四五・六六メートル	
				後	七・〇六メートルから一二・三三メートルまで	四五・六六メートル	
			青森市大字横内字八重菊六一の三から青森市大字横内字八重菊六一の三まで	前	一一・五五メートルから一三・九二メートルまで	六一・四五メートル	
				後	一二・七五メートルから一五・〇四メートルまで	六一・四五メートル	

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

国道二七九号	下北郡風間浦村大字易国間字二夕川一二の二から 下北郡風間浦村大字易国間字二夕川四の二まで	令和　七・七・二五

公　告

特別保護地区の指定

次のとおり特別保護地区を指定したいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により公告する。

なお、特別保護地区の指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

令和七年七月十四日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　名　称

梵珠鳥獣保護区梵珠特別保護地区

二　区　域

青森市浪岡大字大釈迦字沢内沢一番地一（図面は別図のとおり）

三　存続期間

令和七年十一月一日から令和二十七年十月三十一日まで

四　保護に関する指針の案

1　指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2　指定目的

梵珠鳥獣保護区は、県民の森梵珠山を中心とする一帯で、南側の民有林はほとんどがスギ人工林となっているものの、そのほかはブナ林、ミズナラ林及びヒバ林などの天然林が広がり、豊かな自然環境を呈していることから、ニホンカモシカ、トウホクノウサギなどの獣類のほかに、ワシタカ科、キツツキ科、シジュウカラ科などの森林性鳥類が多数生息するなど、多様な鳥獣の生息に適した地域となっている。

その中でも現在特別保護地区に指定している区域は、県民の森梵珠山を中心とする地域で、ブナ林やヒバ林などの天然林が広がっており、周辺の森林と一帯となって豊かな自然環境を呈している。また、環境省レッドリストで準絶滅危惧種に分類されるマガン、オオタカ、県レッドデータブックで希少野生生物に分類されるアオバト、オオアカゲラ、クロツグミの生息が確認されている。

このため、当該区域は、同鳥獣保護地区の中でも特に保護する必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3　保護管理方針

㈠　当該特別保護地区は、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。

㈡　現場巡視等を通じて区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

㈢　特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息状況の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。

五　縦覧場所

青森県環境エネルギー部自然保護課及び東青農林水産事務所林業振興課

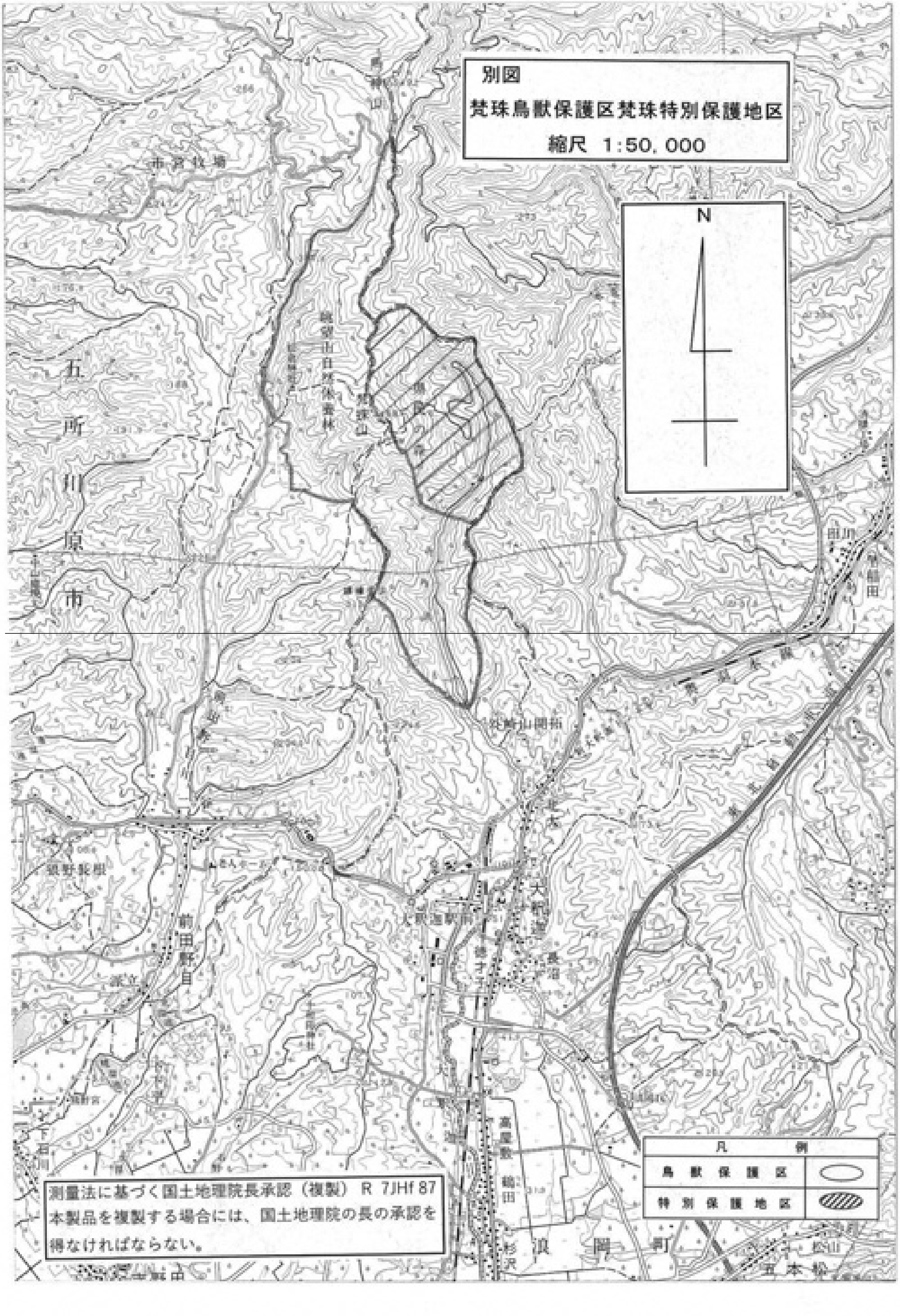
別図
梵珠鳥獣保護区梵珠特別保護地区
縮尺 1:50,000
N
五所川原市
浪岡町
五本松
凡例
鳥獣保護区
特別保護地区
測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R 7JHf 87
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和七年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和七年七月十四日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭